

第11回教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年11月20日(水) 開 会：14時30分
閉 会：15時25分
- 2 場 所 周南市岐山通1丁目1番地
周南市役所 2F共用会議室G
- 3 出席委員 中馬好行教育長 松田福美委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所次長 鹿野総合出張所次長
保育幼稚園課長 保育幼稚園課係長
- 5 書 記 教育政策担当係長、教育政策課主査
- 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第31号 令和元年度周南市一般会計補正予算要求について
3	議案第32号 周南市立幼保連携型認定こども園条例制定について(周南市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定)
4	議案第33号 周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例制定について(周南市立幼稚園の保育料に関する条例を廃止する条例制定)
5	議案第34号 指定管理者の指定について(周南市大田原自然の家)

8 委員会協議会

- (1) 12月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) 周南市人権教育推進協議会委員の委嘱及び解嘱について
(報告者：人権教育課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和元年第11回教育委員会定例会」を開催いたします。議事日程に従いまして、進めてまいります。

それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、松田敬子委員さんと大野委員さんをお願いいたします。

ここでお諮りします。

議案31号から議案34号までの4件ですが、市長に申し出る案件でございます。議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から周南市教育委員会会議規則第7条第1項の規定により、秘密会としたいと思っております。

教育長

これより採決を行います。

議案31号から議案34号までの4件を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(※委員全員が挙手)

教育長

それでは、本日の議案である議案31号から議案34号までの4件全てを、秘密会とすることに決定します。

これより議案31号から議案34号までの4件を、秘密会にて行います。

～秘密会：11月25日まで非公開だが、HP掲載は12月中のため全部開示～

2	議案第31号 令和元年度周南市一般会計補正予算要求について
---	-------------------------------

教育長

それでは、日程第2、議案第31号「令和元年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件について、各課から説明をお願いします。

まずは最初に、教育政策課からお願いします。

教育政策課長

それでは、議案書1ページ、議案第31号「令和元年度一般会計補正予算要求について」をご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

議案書の3ページから10ページをご覧ください。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、歳入予算として1億9千827万1千円、歳出予算として、2億1千933万1千円をそれぞれ増額するとともに、繰越明許費、債務負担行為の追加、地方債の補正について、市長に意見を申し出るものでございます。

なお、議案書3ページ以降の補正予算の事項別明細書の右端の欄に、所属課を表記しておりますが、各事業費に係る補正予算の詳細につきまして各課よりご説明いたします。

まず、教育政策課所管事務に係る補正予算でございます。

4ページと5ページをご覧ください。

歳出予算の補正でございます。

「教育費」「教育総務費」「事務局費」の職員給与費等の475万円の減額と特別職給与費等の2万円の減額でございますが、これは、人事異動や職員共済組合負担金の精査等に伴う補正でございます。

次に、「教育費」「小学校費」「小学校管理費」の小学校施設管理費の900万円と「教育費」「中学校費」「中学校管理費」「中学校施設管理費」の560万円は、学校施設の補修や漏水調査等に要する維持管理経費の不足により増額補正をするものでございます。

次に、「教育費」「中学校費」「中学校建設費」「中学校改修事業費」の1億4千158万円でございます。

これは、国の当初予算において岐陽中学校管理特別普通教室棟のトイレ改修事業が採択されたことを受け、これまで当該工事に係る設計を進めてまいり、このたび事業費が算定できましたことから、この工事に要する経費として1億2千848万円を、また、今年度と次年度の2カ年で実施予定としております経年劣化に伴い屋上防水の損傷により雨漏りが認められる熊毛中学校管理特別教室棟の屋上防水改修について、今年度分の工事に要する経費として1千310万円をそれぞれ計上するものでございます。

ページ戻りまして、議案書3ページをご覧ください。

次に歳入予算についてご説明いたします。

まず、「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「中学校費補助金」の4千479万6千円の追加でございますが、これは、先ほど歳出予算の説明の際に申しあげました岐陽中学校管理特別普通教室棟のトイレ改修に要する経費に充当するものでございます。

次に、「市債」「市債」「教育債」「中学校債」の9千490万円の追加でございますが、これは、岐陽中学校管理特別普通教室棟のトイレ改修に要する経費に対して8千510万円を、熊毛中学校管理特別教室棟の屋上防水改修に要する経費に対して980万円をそれぞれ充当するものでございます。

これに伴いまして、議案書9ページに掲載しておりますとおり、地方債の補正としまして、中学校施設整備事業の限度額を1千970万円から1億1千460万円に増額変更しております。

議案書の7ページをご覧ください。次に「繰越明許費」でございます。

このたび計上しております岐陽中学校管理特別普通教室棟のトイレ改修工事につきましては、年度内で必要な工事期間が確保できないことから、その経費について次年度に繰り越すものでございます。

議案書8ページをご覧ください。「債務負担行為の補正」でございます。

先ほど歳出予算においてご説明いたしました熊毛中学校管理特別教室棟の屋上防水改修工事でございますが、工期が8ヶ月程度を要することから、会計年度区分に関わらず可能な限り早期

に完成させるため、翌年度までの期間において限度額を1千980万1千円とする、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で教育政策課所管事務に係る補正予算の説明を終わります。

教育長

続いて、学校教育課からお願いします。

学校教育課長

次に、学校教育課所管分の補正予算について、ご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

まず「教育費」「教育総務費」「教育指導費」「生活指導推進事業費」の858万9千円の増額補正でございます。こちらは、学校生活において特別な配慮を必要とする児童生徒を支援する生活指導員、介助員の配置人数が確定したことに伴いまして、増員となる経費を補正するものでございます。当初予算では生活指導員73人、介助員6人を見込んでおりましたが、現在、生活指導員が82人、介助員は8人を配置しております。

続いて、スクールソーシャルワーカー配置事業費19万1千円の増額の補正です。当事業は、学校で、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援や不登校状態にある児童生徒への支援に向け、学校が心理の専門家や福祉の専門家と連携して、対応しておりますが、スクールソーシャルワーカーが対応する報償金が、対応件数の急増に伴い不足する見込みとなりましたことから、増額するものでございます。

以上、学校教育課の所管するものについての説明を終わります。

教育長

続いて、生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長

次に、生涯学習課の所管事務に係る補正予算について、ご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

まず、「教育費」「社会教育費」「社会教育総務費」「職員給与費等」の13万7千円の増額でございます。これは、生涯学習課、人権教育課、図書館及び地域振興部文化スポーツ課に配属されている職員の、人事異動等によるものです。

次に、議案書の8ページ及び10ページをご覧ください。

大田原自然家指定管理料に係る債務負担行為補正の追加でございます。大田原自然の家は、青少年の健やかな育成を目的とした集団宿泊訓練及び野外活動に関する事業を行う施設です。

今回の債務負担行為補正は、この施設の指定管理者を令和2年4月1日から指定するため、今年度内の基本協定締結ができるよう、債務負担行為の補正を行うものであり、

令和元年度から令和2年度までの期間について、3千4百13万6千円を限度額として設定するものです。

以上で説明を終わります。

教育長

続いて、人権教育課からお願いします。

人権教育課長

次に、人権教育課の所管事務に係る補正予算について、ご説明いたします。

議案書の5ページの人権教育推進費をご覧ください。人権教育推進一般事務費の負担金を10万円増額するものです。

これは、派遣社会教育主事1名の給与費負担金の上半期納入通知書が県教育庁社会教育・文化財課から届き、年間負担金額が確定したことから増額となる経費を補正するものでございます。以上で説明を終わります。

教育長

最後に、学校給食課からお願いします。

学校給食課長

続きまして、学校給食課所管分の補正予算についてご説明いたします。

議案書6ページをご覧ください。

「保健体育費」「学校給食費」「職員給与費等」367万1千円の減額は、人事異動に伴う給料、共済費等の減によるものです。

次に、説明欄の真ん中あたりの「学校給食費一般事業費」です。

学校給食課では、学校給食センター7施設を維持管理しておりまして、本年度は年度初めから、蒸気回転がまや食器洗浄機などの調理器具の不具合や、老朽化の著しい新南陽学校給食センター内の照明器具や自動ドアの修繕など、施設修繕が相次いでいます。

今年度も年度末にかけて、各センターで修繕の発生が想定され、予算不足が見込まれることから、この度の補正予算におきまして、「需用費・修繕料」を150万円増額し、学校給食センターを適切に維持管理してまいります。

説明欄、「学校給食管理運営事業費」「栗屋」をご覧ください。

この栗屋学校給食センターから、その下の欄、住吉、徳山西、高尾、新南陽、熊毛に記載しています。「光熱水費」は、各学校給食センターで使用する電気、都市ガス使用料であり、昨今の価格の高騰により、予算不足が見込まれることから増額補正をするもので、これら各センターの合計は250万円です。

また、その下の説明欄、「(仮称)西部地区学校給食センター建設事業費」「公有財産購入費」は、5千857万5千円の増額補正をいたします。

これは、PFI方式で進めている(仮称)西部地区学校給食センターの建設における国庫補助金の増額並びに電気及び機械設備工事の材料価格の高騰に伴うものです。

恐れいたします、3ページに戻っていただきまして、歳入は、「教育費国庫補助金」「保健体育費補助金」「学校施設環境改善交付金(学校給食センター整備事業)」2千437万5千円と、「教育債」「保健体育債・学校給食センター建設事業」3千420万円をそれぞれ増額補正します。

今回の(仮称)西部地区学校給食センター建設事業の補正では、施設整備費は増額となりますが、運営・維持管理にかかる部分は、契約相手である「PFI周南市スクールランチ株式会社」の企業努力により減額となることから、令和16年度までの契約額は変わりません。

最後に、8ページ、一番下の事項欄、「学校給食費管理システム導入委託料」の「債務負担行為」の設定です。

学校給食費につきましては、合併当初から会計処理上は、公会計としていますが、集金は、各小中学校が行なっています。

学校給食費管理システムを導入することにより、教職員の負担軽減、保護者の利便性の向上、集金袋の廃止による安全性の向上、督促・催告等の効率化などの具体的な効果が期待されます。

期間につきましては、令和元年度から令和2年度までの2年間としており、令和元年度は、業者選定期間、令和2年度にシステム構築を行い、令和3年4月のシステム稼働開始をめざします。

金額は、1千284万4千円を限度額としています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

教育長

何か質問がございますか。

大野委員

4ページの「教育費」「教育総務費」「教育指導費」のところで、生活指導員等の人数をもう一度教えてください。

学校教育長

当初予算では生活指導員が73名であったところを82名に増員します。また、介助員は当初6名であったところを8名に増員いたします。

片山委員

金額のことではないのですが、8ページの大田原自然の家について伺います。

あそこは素晴らしい施設ですが、以前に土砂災害の可能性があると聞いていました。あれから何年か経過しましたが、その後の検討はどうなっていますか。

生涯学習課長

大田原自然の家は様々な体験ができる場所として多くの小学生や中学生が利用しております。また、特色として多くの大学生ボランティアを中心にプログラムを進めており、人材育成の場にもなっております。しかしながら、施設の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、ほかの公共施設との複合化も含めて、大田原地区以外の公共施設、もしくは類似施設への移転または新設等の検討を進めております。

現状の運用としては、天候不良の場合はイベントを中止等にするなど、安全を第一に対応しております。

教育長

大田原自然の家は、グラウンド以外は土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域であり、危険ということもありますが、施設の老朽化もかなり進んでおり、宿泊に使用する校舎は建築後70年近く経過しております。3年ぐらい前までは年間約1万人の利用がありましたが、現在は8千人台となっております。

また、施設だけではなく、そこに行くための市道も危険なので、天候不良で危険を感じた場合にはイベントを中止するという対応しております。

片山委員

あの施設の事業自体は大変素晴らしいものだと思っております。

松田福美委員

学校給食管理システムの導入について、もう一度教えていただけますか。

学校給食課長

期間といたしましては、令和元年から令和2年度までの2年間で、令和元年度に業者選択をさせていただき、令和2年度の間、システムの構築と各学校での口座振替の手続き等の事務等を進めさせていただき、令和3年4月に稼働という形で目指しております。

松田福美委員

システムの導入に伴い、学校で保護者への説明などが必要になるのではないかと思います。お聞きしました。

教育長

そのあたりも保護者に周知し、しっかり丁寧に対応していきたいと思っております。

松田福美委員

教育政策課のトイレ改修についてお伺いします。これは本館棟も含めて同時に実施するのでしょうか。

教育政策課長

本館の1階と2階に職員用のトイレ、それから北側と南側に男子と女子それぞれ1階から3階までございます。それを全て改修いたしますが、原則として1箇所あたり和便器を1つ残して、他を洋便器化する予定でございます。岐陽中学校は一階の北側に男女それぞれ多目的トイレを設ける方向で考えております。

松田福美委員

全市的にはどの程度進んでいるのでしょうか。

教育政策課長

昨年末で洋便化率が35.6%でございます。和便器を1つ残す方向で進めておりますので、最終的には70%位になるのではないかと考えております。それにしても半分程度は、未改修なのでスピード感をもってやっていきたいと思っております。

松田福美委員

トイレは、子ども達が日常的に使用するもので関心も高いことから着実に進めていただけるといいなと思います。

教育長

毎年4校ずつ進めておりますが、それでも洋便器化率は2%ぐらいしか上がりません。それでももしっかり進めていきたいと考えております。

松田福美委員

教育指導費の生活指導員等の人数は、例年この程度で対応されているのでしょうか。年度によって違うと思いますが、今年はどうなのですか。

学校教育課長

毎年人数は増えてきております。5年前からさかのぼると、指導員と介助員を合わせて平成27年度が71名、平成28年度が73名、平成29年度が82名、平成30年度が85名、そして今年度が90名となっており、毎年少しずつ増えている状況です。

松田福美

個別の教育的配慮が必要な子どもさんに対しての必要な支援だと思うのでありがたいと思います。

教育長

教員のニーズも非常に高く、増やしているわけですが、必要としている全てのケースに対応できる状況かという点で難しいので、毎年少しずつでも増やしていきたいと考えております。

松田福美

スクールソーシャルワーカーの配置事業で対応件数の増加ということですが、これは人員配置が増えているのでしょうか。それとも件数対応が増えているのでしょうか。

学校教育課長

現在、スクールソーシャルワーカーは6名で、個々の事案に1回あたり2時間という対応を取っております。ただ、継続事案が非常に多く、全体の75%を占めております。新規の対応ということから考えると、時間数もしっかり確保していかなければいけないという状況です。ただ、

人数を増やすということよりも一人ひとりの関わるケースが、深く長くなっていることからスクールソーシャルワーカーの数については、今のところ、この人数で対応できているという状況でございます。

教育長

よろしいでしょうか。

それでは、議案第31号を決定します。

3	議案第32号 周南市立幼保連携型認定こども園条例制定について（周南市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定）
---	---

教育長

続いて日程第3、議案第32号「周南市立幼保連携型認定こども園条例制定について（周南市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定）について」を議題とします。

この件について、保育幼稚園課から説明をお願いします。

保育幼稚園課長

議案第32号、「周南市立幼保連携型認定こども園条例制定について」（周南市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定）について、ご説明いたします。

議案書11ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対す事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

この度の条例制定は、令和2年4月から現在の鹿野幼稚園と鹿野保育園を一元化し、幼保連携型認定こども園として設置することについて必要な事項を定めるものです。

具体的な条例の規定は13ページから14ページに掲載しております。

まず、第1条において、本市の幼保連携型認定こども園が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に基づき設置されるものであること規定しております。

第2条については、設置するこども園の名称と位置を規定しております。名称は「周南市立鹿野こども園」とし、位置は現在の鹿野保育園の場所としております。

第3条には、認定こども園で行う事業について、第4条には、入園資格、第5条には、保育料について規定しております。

いずれの規定も、本市の認定こども園の設置目的や内容、名称、位置、また、対象となる子どもや保育料など、施設の基本的事項を規定するもので、運営に関する具体的な内容は、本条例の施行規則や個別の条例等により定めることとしております。

なお、附則の第1項で、施行期日を令和2年4月1日とするとしておりますが、事前に入園手続き等を行うことができるよう、第2項で、準備行為について定めております。

また、第3項において、本条例の制定に伴い、周南市立幼稚園条例の一部改正として別表の鹿野幼稚園の項を削ることについて定めております。

以上で議案第32号の説明を終わります。

教育長

これは現在の保育園の位置ですよね。幼稚園の改修が終わり移った場合は、条例改正されるということですか。

保育幼稚園課長

はい。現在の幼稚園の施設を改修いたしまして、令和3年4月から幼稚園の園舎をこども園として使用する予定としております。工事が完了しまして移転する見込みが立ちましたら、条例を改正する予定としております。

大野委員

これから令和2年度のスタートまでの入園の流れをお教えてください。

保育幼稚園課長

幼稚園の入園につきましては10月から希望調査を実施しております。年明けから幼稚園の機能を利用される子どもにつきましては入所調整を行い、4月の入園に向けて準備を進めてまいります。保育園機能を利用される子どもにつきましても12月から申込みが始まりますので、年明けから入所調整を進めてまいります。

大野委員

来年度にこども園として開始する際の子ども数の見込みはどのくらいでしょうか。

保育幼稚園課長

定員を55名として進めておりますが、現在のところ35名程度の見込みです。

松田福美委員

先生方の配置や教員資格はどうなるのでしょうか。

保育幼稚園課長

認定こども園では保育教諭という職種となり、幼稚園教諭の資格と保育士の資格の両資格を持っている者が従事することとしております。しかしながら、経過措置が設けられており、当分の間はどちらかの資格でも従事できることになっております。

本市での採用は、現在30代半ばの職員はどちらの資格も持ち、かつ、幼稚園または保育所どちらにも勤務する可能性があるということが採用時点での条件となっていることから、職員配置で問題は生じないと思います。

また、これまでそれぞれ幼稚園と保育園に勤務している教諭もおりますので、子ども達が安心して4月から登園できる職員配置を調整したいと考えております。

松田福美委員

小学校との関係も密接になってくると思いますので、子ども達が円滑に小学校へと進んでいけるようにしていただきたいと考えております。

保育幼稚園課長

小学校との連携は大変重要であり、現場の方でも認識を持っております。これまで以上にしっかりと連携できるように調整していきたいと考えております。

松田敬子委員

頂いた資料には、認定こども園は「満3歳以上の子どもに対する教育」とされていますが、そのような年齢制限はあるのでしょうか。

保育幼稚園課長

0歳児から小学校入学前の子どもが対象となります。教育と保育が一体的に行われる施設ということで位置づけられております。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

それでは、議案第32号を決定します。

4	議案第 33 号 周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例制定について(周南市立幼稚園の保育料に関する条例を廃止する条例制定)
---	--

教育長

続いて日程第 4、議案第 33 号「周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例制定について(周南市立幼稚園の保育料に関する条例を廃止する条例制定)」を議題とします。

この件につきましても、保育幼稚園課から説明をお願いします。

保育幼稚園課長

議案第 33 号、「周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例制定について」(周南市立幼稚園の保育料に関する条例を廃止する条例制定)についてご説明いたします。

議案書 15 ページをお願いいたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 19 号によるものでございます。

現在、市立幼稚園の保育料は、「周南市立幼稚園の保育料に関する条例」に、保育所における保育料は「周南市保育の利用に関する条例」に、それぞれ規定しておりますが、子ども・子育て支援法が施行された平成 27 年度以降は、「施設型保育給付」や「地域型保育給付」の創出により、保育所や認定こども園、幼稚園、小規模保育施設等に対する財政支援の仕組みが共通化されていきますので、この度の市立認定こども園の設置条例の制定に合わせ、これまで個別に制定していた保育料に関する条例を整理し、「子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」として保育料に関する基本的な事項を定めるものです。

具体的な条例の規定は 17 ページから 18 ページに掲載しております。

まず、第 1 条において、本条例の趣旨として、保育所や認定こども園、幼稚園等の特定教育・保育施設や小規模保育施設等の特定地域型保育事業等の利用に関して、利用者が負担する費用について必要な事項を定めるものとしております。

第 3 条では、保育料は規則で定めると規定しております。

具体的には、法第 27 条第 3 項第 2 号は施設型給付費の支給、第 28 条第 2 項各号は特例施設型給付費の支給、第 29 条第 3 項第 2 号は地域型保育給付費の支給、第 30 条第 2 項各号は特例地域型保育給付費の支給についての規定でございまして、保育料は、これらの給付費の種類ごとに、国の定める額を限度として、個別・具体的に規則で定めることとしております。

第 4 条及び第 5 条では、保育料の徴収と減免についてそれぞれ規定しております。

市長が徴収する、または減免する保育料は、本条例第 1 条に定める施設のうち、市が設置する保育所、認定こども園、幼稚園となります。

施行期日については、附則の第 1 項に、令和 2 年 4 月 1 日としております。

また、附則第 2 項、私立保育所における利用者負担額の経過措置につきましては、私立保育所の利用者負担額を法附則の基準に基づき、規則で定めるとするものです。

これは、保育所における保育は、市が実施することになっており、私立保育所に要した費用については、当分の間、市が、委託料として私立保育所へ支払い、保育料についても市で徴収することとされていることから、本条例第 3 条の保育料とは別に経過措置として定めるものです。

附則第 3 項については、私立保育所の徴収や減免についても本条例の保育料と同様に市長が実施するとするものです。

附則第4項については、私立幼稚園の利用者負担額についても、法附則の基準に基づき、給付の種類ごとに、国の定める額を限度として、保護者の世帯の所得の状況等により別に規則で定めるとするものです。

これは、私立の幼稚園の対象者1号認定の施設型給付費については、私立幼稚園にかかる法施行前の国・地方の費用負担状況などを踏まえ、当分の間、全国统一費用部分と地方単独分を組み合わせ一体的に支給されていることにより、本条例第3条の保育料とは異なるものとなっております。本条例第3条の保育料とは別に経過措置として定めるものです。

附則第5項において、本条例の制定に伴い、周南市立幼稚園の保育料に関する条例を廃止することについて定めております。

いずれにしても、この条例は、法の規定や施設の設置にあわせて、既存の条例を整理するものです。3歳以上の保育料は10月からの教育・保育の無償化となっていることや、その他の子どもの保育料や取り扱いに変更が生じるものではありません。

以上で議案第33号の説明を終わります。

教育長

何か質問がございますか。

松田福美委員

この条例によって幼稚園の保育料に関する条例や保育の利用に関する条例が廃止されるということがわかりました。細かいことが規則で詳細に決められることだとは思いますが、施設の種類も多いことから少し難しいと思いました。

大野委員

以前の会議で給食費の支払いが始まるということを知っていました。費用負担の増える家庭についてどのような対応をされてきたか教えてください。

保育幼稚園課長

基本的には保育園や幼稚園を経由して保護者の方にパンフレットを配布しております。誤解しておられるご家庭もありますので、個別に問い合わせがあれば、窓口や電話等で対応させていただいております。

教育長

実際に費用負担が増える方は、最終的には何人ぐらいになるのでしょうか。

保育幼稚園課長

半年間で300人と議会で説明しております。このたびの無償化は、あくまで幼児教育、保育の部分が無償となりますので、食事にかかる費用は保護者の負担となります。しかしながら、保育園は保育料の中に食事に係る部分が含まれていることから、誤解をしておられる保育園利用者には、ご理解いただくのに時間がかかる場合があります。

教育長

教育の無償化という言葉が一人歩きしたことにより、食事にかかる費用負担に理解を得られにくい状況になっていましたね。

10月からトラブルは特にありませんか。

保育幼稚園課長

大きなトラブルの報告は受けておりません。

教育長

よろしいでしょうか。

それでは、議案第33号を決定します。

5	議案第34号 指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）
---	---------------------------------

教育長

続いて日程第5、議案第34号「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、議案第34号「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）」について、ご説明いたします。

議案書の19ページから22ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第19号によるものであり、

「周南市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例」第6条の規定に基づき、令和2年度の周南市大田原自然の家の指定管理者として、公益財団法人周南市ふるさと振興財団を指定しようとするものです。

指定管理期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間としております。

周南市大田原自然の家は、豊かな自然環境の中で、集団宿泊訓練及び野外活動などを通して青少年の健やかな育成を図るための施設として、現在、公益財団法人周南市ふるさと振興財団に管理をお願いしております。

以上で説明を終わります。

教育長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第34号を決定します。

それでは、秘密会として審議すべき議案は全て終了しました。

その他に何かありますか。よろしいですか。他にはございませんか。

それでは、以上で、「令和元年第11回教育委員会定例会」を終了します。

署名委員

松田 敬子 委員 _____

大野 泰生 委員 _____